

京労委令和3年（不）第1号

申立人 関西非正規等労働組合

被申立人 特定非営利活動法人京都暮らし応援ネットワーク

請求する救済内容変更の申立書

令和 3 年 8 月 2 日

京都府労働委員会会長 様

申立人

関西非正規等労働組合

執行委員長 橋口 昌治

申立人は、令和3年7月12日付求釈明に対し、以下のとおり、請求する救済内容の変更を申し立てる。

1. 団体交渉

(1) 変更の内容

請求する救済の内容(1)を次のとおり変更する。

「被申立人は、申立人が令和3年3月30日及び同年4月26日に申し入れた団体交渉に誠実に応じなければならない。」

(2) 変更の理由

申立人は、令和3年3月23日付の申立書の2請求する救済の内容(1)として、「被申立人は、申立人が令和2年10月24日及び令和3年1月28日に申し入れた団体交渉に誠実に応じなければならない。」を求めていた。しかしながら、令和3年6月17日付申立人第1準備書面に記載したように、申

立人が令和3年3月30日に申し入れた第3回団体交渉が同年4月12日に開催され、その後同年5月下旬にかけて、申立人と被申立人との間でやり取りもなされてきた。このような事情の変動を踏まえ、直近の団体交渉である第3回団体交渉について不当労働行為であると主張し、被申立人が第3回団体交渉及びその後に申立人から開催を申し入れた団体交渉に誠実に応じることを求める次第である。

(3) 変更に対応する誠実交渉義務違反を構成する事実関係

誠実交渉義務違反を構成する事実関係は、令和3年6月17日付申立人第1準備書面記載のとおりであるが、ここで改めて上記変更に対応させた形で整理する。

① 前提（権限者）

被申立人は、第1回ないし第3回団体交渉に、藤喬代表理事（以下「藤氏」とする。）及び山上義人副代表理事（以下「山上氏」とする。）を出席させた。被申立人が団体交渉に権限者を参加させなかったとしたらそのこと自体が誠実交渉義務違反を構成するが、藤氏及び山上氏が出席することにより権限者不参加には当たらないと被申立人は主張しているので（被申立人第1準備書面（2））、以下では藤氏及び山上氏が権限者であるとの前提で主張を展開する。

その権限者が団体交渉の席上で申立人に対して発言したことは、被申立人が責任をもって誠実に履行しなければならない。具体的に言うと、申立人は、従業員への経緯説明及びA組合員への謝罪並びに慰謝料の支払いを要求しており（甲3、甲10、甲23）、藤氏及び山上氏は、その要求に対して以下に述べるような発言をした。

② 従業員への経緯説明

藤氏は、第1回団体交渉において、A組合員の出勤調整を公

平なやり方でしなかったことを認め（甲 29・下線部（ス））、従業員に対する経緯説明をしたほうがよいとした上で、A組合員がハラスメント加害者として扱われ懲戒処分を検討していると伝えられたことなどを内容とした文案を申立人に提出するよう求めた（甲 29・下線部（テ））。

これに呼応して、申立人は、被申立人に対し、従業員に対する経緯説明の文案を提示した（甲 7）。しかし、被申立人は、理由や代案を示すことなくその文案を拒絶するのみであった（甲 8、甲 9）。

第 2 回団体交渉では、被申立人が、9 月 2 日と 3 日の問題で A 組合員に懲戒処分を検討していることを通告したことなど、H 氏からハラスメントの訴えがなされて以後の出来事を従業員に伝える経緯説明文書を作成して、2 週間後に申立人に示すという明確な約束をした（甲 30・下線部（イ）、（ウ）、（オ））。

その約束の期限を過ぎて被申立人から示された文案では、9 月 2 日と 3 日の問題で A 組合員に懲戒処分を検討していることを通告したことに一切言及されていないばかりか、「一方の従業員がコーディネーター業務への関与を強めてしまったことがコンフリクトの背景にあったと理解しています」と団体交渉で確認もしていない内容が盛り込まれていた（甲 13）。

こうした被申立人の対応は、権限者である藤氏が団体交渉で申立人と話し合う中でなした発言と真っ向から反しており、誠実交渉義務違反である。

③ 謝罪

藤氏は、第 1 回団体交渉において、A 組合員に恐怖を与えたり、一方的に A 組合員が悪いかのように受け止められるようなことをしてきたということについて、謝罪することはやぶさ

かではないと発言している（甲 2 9 下線部（ト））。山上氏は、第 2 回団体交渉において、「理事が A さんに本当に対等に向き合ってきたのかという面での反省もあると思う」と発言している（甲 3 0 下線部（ク））。しかしながら、現在に至るまで被申立人から謝罪はなされておらず、第 3 回団体交渉後に示された被申立人からの回答文書でも謝罪についての言及は一切なかった（甲 2 4、甲 2 6、甲 2 8）。これも団体交渉における権限者の発言と大きく食い違っており、誠実交渉義務違反である。

④ 慰謝料（カンパ）

第 2 回団体交渉及び第 3 回団体交渉において、名目は慰謝料ではなくカンパではあるが、A 組合員に金銭を支払うという本件紛争の解決案が藤氏及び山上氏からなされた（甲 3 0・下線部（カ）、（ク）、甲 3 1・下線部（オ）、（カ）、（キ））。これは、申立人と被申立人の間の紛争を解決するために開催されている団体交渉での一連の話し合いの中で、権限者である藤氏及び山上氏からなされた提案である。とりわけ、第 3 回団体交渉では、被申立人として熟慮した上での提案を行うために、約 1 0 分間申立人側の参加者が席を外した休憩の直後に、「カンパすることについては… 3 人とも理事会に、理事のみなさんにそういうことを呼びかけするということについては、了解しております」と藤氏が述べ、「解決に向けて 1 9 日の理事会でしっかり議論させてもらって、その上でカンパの呼びかけに対してどれくらいみなさんが賛同してくれるのか、賛同してくれないのか、それはちょっと聞いてみないと僕もちょっとわからないので、それを聞かせてもらって、その結果を I さんのほうにお伝えするのか、A さんにお伝えするのかわからないけれど、どちらかのほうに、持ち帰って理

事会で議論した結果こういう結論になりましたということをお知らせして。それを受け入れてもらえるのかどうかは、そちらでも検討してもらえたら」とと山上氏が述べている（甲 31・21-22 ページ、28-29 ページ）。加えて、この A 組合員に対する金銭の支払いと、申立人がしている労働委員会への救済申立の取下げとも関連づけられていたという事情もある。最低 11, 2 万円という具体的な金額も示されていた（甲 31・下線部（キ））。

しかし、被申立人が理事会での検討を経て申立人に伝えた回答では、「理事・監事の皆さんは、Aさんに対する不信感が強く、「妥協」をすることが彼のためにはならない」と説明するだけで、最低 11, 2 万円という金額さえ消えていた（甲 21、22）。団体交渉で権限者が提示した金銭和解の方向を合理的な理由もなく取り下げて代案を示さないことは、誠実交渉義務違反である。

⑤ まとめ

このように、団体交渉においては一定の進展を見せるものの、その後理事会を経て示される被申立人からの回答では、団体交渉での話し合いとは関わりなくゼロ回答が示されるということが、3回も繰り返されてきている。

そこで、申立人は、「実質的な団体交渉に応じること、および藤代表理事・山上副代表理事が組合に対して示した解決の方向に反対している理事が必ず出席すること」と「関西非正規等労働組合が求める「謝罪と従業員への経緯説明・解決のための金銭的補償」に対して、京都暮らし応援ネットワークとして、こういう内容（レベル）なら提起できるという「謝罪と経緯説明の文案、金銭的補償についての案」（解決案）を持ってくること」を要求して、被申立人に第4回団体交渉

を申し入れた（甲 2 3）。この申し入れに対し、被申立人は、「5月20日以降で再度調整をさせてください」と返答した（甲 2 4）ものの、現在に至るまでその調整結果は申立人に伝えられておらず、第4回団体交渉が開催できていない状態が続いている。そのうえ、上記の団交要求事項についても、被申立人は、従前の通りであると繰り返すばかりで、申立人と誠実に対話をするという姿勢が見られない（甲 2 4、甲 2 6、甲 2 8）。

本件紛争を解決するためには、これまでに開催された3回の団体交渉での話し合いを踏まえ、被申立人と申立人が対等に話し合うことが必要であり、冒頭で示したように請求する救済内容の変更を申し立てた。

2. 支配介入

（1）変更の内容

請求する救済の内容（2）「被申立人は、申立人の要求を無視して交渉事項について組合員個人に接触する、申立人と合意したことを反故にする、などの支配介入をしてはならない。」を削除する。

（2）変更の理由

被申立人がよりそいホットライン事業から撤退し、労働者を雇用することがなくなったことにより、将来的に被申立人が支配介入をする可能性がなくなったため、将来に向け支配介入を禁ずることを求める上記部分を撤回する。

3. ポストノーティス

（1）請求する救済の内容（3）の掲示内容の文言を次のとおり変更する。

「この度、京都府労働委員会から、当法人が、貴組合が申し入れた団体交渉に誠実に応じなかったことは、労働組合法第7条第2号違反であるとして、不当労働行為であると認定されました。

当法人は、このような行為につき深く謝罪するとともに、今後は団体交渉に誠実に応じることを、貴組合に約束します。」

(2) 変更の理由

支配介入に係る救済の内容を削除したことと整合させるため、支配介入に係る部分を取り除いた。

以上